

履修規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第18条、19条、20条、学則細則（以下、「細則」という。）第8条、9条、10条の規定に基づき、授業科目の評価及び単位修得の認定を行うために必要な事項を定める。

(授業科目、単位数及び時間数)

第2条 細則第8条の規定に基づく学年別教育計画については、教育課程進度表のとおりとする。

(授業科目の履修)

第3条 各学年次において履修する授業科目の種類、時間および担当講師は、学年の始めに告示する。

- 2 授業科目は原則として、配当されている学年次において履修しなければならない。
- 3 高学年次の者は低学年次の授業科目を履修できるが、低学年次の者は高学年次の授業科目を履修することはできない。
- 4 臨地実習において、基礎看護学実習Ⅰの単位修得ができていない者は基礎看護学実習Ⅱを履修することはできない。また、基礎看護学実習Ⅱの単位修得ができていない者は、各看護学実習を履修することはできない。
- 5 一度単位を修得した授業科目については、再度履修することはできない。

(授業科目の履修方法)

第4条 各授業科目の履修は、各学年所定の時間割により履修する。

- 2 本学校の授業時間は次のとおりとする。ただし、臨地実習等では、これと異なる。
 - 一 1時限： 9時00分～10時30分
 - 二 2時限： 10時45分～12時15分
 - 三 3時限： 13時15分～14時45分
 - 四 4時限： 15時00分～16時30分

(欠席又は欠課の取り扱い)

第5条 欠課とは授業の一部又は全部を休むことをいう。90分授業のうち30分以上受講しなかった場合は、2時間の欠課とする。45分授業のうち15分以上受講しなかった場合は、1時間の欠課とする。

- 2 臨地実習においては、理由にかかわらず、45分のうち15分以休んだ場合、1時間の欠課とする。
- 3 1日の授業時間の多少にかかわらず、所定の時間割に計画されている授業・実習・教科外活動等に全て出席しなかった場合は1日の欠席とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により学生が欠席又は欠課する場合は、速やかに教員にその理由を説明し、欠席・欠課届を提出しなければならない。
- 5 授業を欠席または欠課した場合は、事由消失の翌日に、欠席・欠課届を学年担当教員に提出する。
- 6 臨地実習を欠席または欠課した場合は、事由消失の翌日に補充実習願を添えて、欠席・欠課届を学年担当教員に速やかに提出する。

- 7 病気による欠席が引き続き7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。
- 8 当該年度において、欠席日数が授業日数の3分の1を超える場合は、原級に留まることがある。

(特別欠席)

第6条 欠席日数から除外される特別欠席は、次の各号のいずれかに該当する場合で、学校長の承認を受けたものに限る。

- 一 忌引きの場合
 - 二 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力による場合（罹災証明書または、事故証明書を添付すること）
 - 三 伝染性疾患等、学校長が特別の事情があると認めた場合
- 2 前項第1号に規定する忌引きの日数は次のとおりとする。
- 一 父母、配偶者 5日以内
 - 二 祖父母、兄弟姉妹 3日以内
- 3 忌引きの場合は、忌引願（様式40）を提出し承認を受けなければならない。

(再履修)

第7条 細則第9条第2項に基づき再履修を行う者は、4月始業日までに再履修願を提出しなければならない。

- 2 講義・演習は、当該科目の次年度の講義計画に基づき再履修する。
- 3 臨地実習は、単位修得の認定に必要な時間の取得が可能な長期休業中、又は当該年度の臨地実習計画に従って再履修する。

(授業科目の評価)

第8条 授業科目の評価は評価計画に基づき行う。

- 2 講義及び演習による授業科目の評価は、筆記試験を原則とし、必要に応じてレポート、口述試験又は実技試験により行う。
- 3 前項の評価は、原則1授業科目1単位について1試験（100点満点）を実施する。
- 4 1授業科目を複数の講師が分担している場合は、原則として15時間のまとまりをもって評価科目とし、1試験を実施する。1授業科目が1人の講師によって行われている場合、授業科目が評価科目となる。
- 5 筆記試験の時間は原則1試験45分とし、レポート、口述試験、実技試験の時間は、担当講師が決めるものとする。
- 6 試験は、所定の講義終了後又は担当講師が必要と認めた時に行う。
- 7 臨地実習の科目評価は、所定の実習評価表に基づき、実習指導者と担当教員が協議し行う。
- 8 第12条及び第14条に係る再試験及び再実習に合格した時の評価点は、60点とする。

(終了試験)

第9条 終了試験とは、前条第1項から第6項の規定に基づき行う試験をいう。

- 2 終了試験は、原則として当該授業科目の授業が終了する毎に行う。
- 3 終了試験の実施日は、試験実施日の2週間前までに告示する。

(受験資格)

第10条 終了試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。

- 一 出席時数が授業時数の3分の2以上であること
- 二 試験前日までに、第5条第5項に基づく手続きが終了し、担当講師が認めた者
- 2 試験当日に第5条第5項に基づく手続きをした者は、追試験を受ける。
- 3 正当な理由がなく、終了試験を受けなかった者は、再履修をしなければ評価を受けることができない。従ってその科目の追試験を受験することはできない。

(筆記試験の実施)

第11条 筆記試験は、指定された教室、指定された席で受験する。

- 2 受験する学生は、特別な指示がない限り、試験開始5分前に指定の教室に入室を完了する。
- 3 試験開始後、試験時間の3分の1（原則15分）を経過した場合の入室は認められない。
- 4 試験開始後の退室は認められない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、監督者の付き添いの下、一時退室できる。
- 5 受験中に不正行為を行った者は、当該科目の評価を受ける資格を失う。また、当該年度に履修した他のすべての科目の履修認定を無効とすることがある。

(追試験)

第12条 追試験とは、病気その他やむを得ない理由により終了試験を受験できなかった者に対し、受験できなかった評価科目について行う試験をいう。

- 2 追試験を受けようとする者は、所定の受験願を欠席事由消失後の翌日、学年担当教員に提出しなければならない。
- 3 受験願が受理された者は、学年担当教員の指示に従い試験を受ける。
- 4 追試験は原則として当該年度に行う。
- 5 追試験は得点の8割を評価点とする。

(再試験)

第13条 再試験とは、終了試験又は追試験を受験して不合格となった評価科目がある者に対し、当該評価科目について、改めて行う試験をいう。

- 2 終了試験の不合格者とは、1評価科目（100点満点）の評価が60点未満の者をいう。
- 3 複数の講師が分担して実施した授業科目（評価科目）の評価が60点に満たない者は、各講師の配点に対し得点が6割に満たない当該講師の再試験を受けるものとする。
- 4 追試験の不合格者とは、1評価科目（80点満点）の評価が75点未満（60点未満）の者をいう。
- 5 再試験を受けようとする者は、所定の受験願を評価受領後3日以内に学年担当教員に提出しなければならない。
- 6 再試験は原則として当該年度内に行う。
- 7 複数の講師が分担して実施した授業科目（評価科目）の当該講師の再試験の評価は、当該講師ごとに60点未満の場合、当該授業科目（評価科目）不合格となる。
- 8 再試験に不合格となった場合は、当該授業科目（評価科目）を再履修しなければ、評価を受けることができない。

(追実習)

第14条 細則第9条第8項に基づき追実習を行う者は、所定の受験願を事由消失後の翌日、学年担当教員へ提出しなければならない。

- 2 追実習は、原則として当該実習科目時数のすべてを履修しなければならない。
- 3 追実習は、原則単位修得に必要な時間の取得が可能な長期休業中に行うものとする。
- 4 追実習で不合格となった者は、当該科目の次年度の臨地実習計画に基づき、実習を再履修し、評価を受ける。

(再実習)

第15条 細則9条9項に基づき再実習を行う者は、所定の受験願を評価受領後の3日以内に、学年担当教員に提出しなければならない。

- 2 再実習で当該実習科目時数の3分の2の出席時数に達した者は、第7条第7項の規定に準じて再評価を受けることができる。
- 3 再実習は原則として当該年度内に行う。ただし臨地実習計画が不可能な場合はこの限りではない。
- 4 再実習で不合格となった者は、当該科目の次年度の臨地実習計画に基づき、実習を再履修し、評価を受ける。

(補充実習)

第16条 細則第9条第12項による補充実習は、原則臨地で行う。

- 2 第5条第6項の手続きが終了した者は、補充実習の日時・内容等を実習担当教員と相談し、返却された補充実習願に記入後、学年担当教員の確認印をもらう。
- 3 補充実習を終了した者は、実習担当教員に報告し確認印をもらった後、補充実習願を欠席・欠課届を添えて再度事務窓口へ提出する。

(単位の認定)

第17条 授業科目の評価において合格した者は、運営会議の議を経て単位の認定がされる。

(入学後の既単位修得認定科目の履修)

第18条 復学者又は原級に留まった者は、4月の始業日までにそれぞれ履修計画を提出しなければならない。

- 2 復学者又は原級に留まった者は、既単位修得認定科目の履修について、学年担当教員と相談の上、決定する。聴講願は、学校長に提出し、許可を得る。ただし、該当科目の終了試験を含む全時間数を出席するものとするが、評価には反映させない。

(入学前の授業科目の履修認定)

第19条 学則第20条及び学則細則第10条の規定により単位の認定について申請しようとする者は、単位認定申請書に次の書類を添えて入学後1週間以内に提出しなければならない。

- 一 学則第20条第1項及び第2項に示された大学等の発行した単位修得証明書及び成績証明書
- 二 当該授業科目の履修内容がわかる書類(シラバスなど)

- 2 履修した学習内容の評価結果、履修認定された科目について、単位認定書を通知する。
- 3 前項の規定により単位認定された授業科目について受講は認めない。ただし単位認定の通知がされるまではこの限りでない。
- 4 単位認定した当該授業科目について、学籍簿には「履修認定済」と記載する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

この規程は、令和 7年4月1日から施行する。